２　法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、前条に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額を下回るときとする。

一　当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超えない場合

二　当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

第四十条の八の六～第四十条の八の十　［略］

（廃止の届出）

第四十条の八の十一　［略］

［２　略］

３　総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十五で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の十二　［略］

第四十条の八の十三　［略］

第四十条の八の十四　［略］

（公示）

第四十条の八の十五　法第百十六条の八及び第四十条の八の十一第三項の公示は、官報で告示するものとする。

様式第３（第４条第４項第１号、第４条の２第３項第１号、第５条第１項及び第２項、第８条第１項及び第２項、第９条第１項第１号、第９条第５項、第６項、第９項及び第10項、第10条第２項、第11条第５項第２号、第12条第４項及び第５項、第60条の２第１号関係）

［略］

［注１～６　略］

様式第７（第８条第１項、第９条第９項関係）

［略］

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

［略］

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第５項（電気通信事業法施行規則第９条第８項）の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１・２　略］

様式第７の２（第８条第２項第１号、第９条第10項第１号関係）

［略］

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

［略］

第四十条の八の二～第四十条の八の六　［同上］

（廃止の届出）

第四十条の八の七　［同上］

［２　同上］

３　総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の八　［同上］

第四十条の八の九　［同上］

第四十条の八の十　［同上］

（公示）

第四十条の八の十一　法第百十六条の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示するものとする。

様式第３（第４条第４項第１号、第４条の２第３項第１号、第５条第１項及び第２項、第８条第１項及び第２項、第９条第１項第１号、第９条第５項及び第６項、第10条第２項、第11条第５項第２号、第12条第４項及び第５項、第60条の２第１号関係）

［同左］

［注１～６　同左］

様式第７（第８条第１項関係）

［同左］

登録年月日及び登録番号

［同左］

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第５項の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１・２　同左］

様式第７の２（第８条第２項第１号関係）

［同左］

登録年月日及び登録番号

［同左］